

熊本市植木火葬場機械警備業務委託仕様書

1 警備対象物件

熊本市北区植木町滴水 6 2 6 番地 熊本市植木火葬場

2 目的

警備対象物件への不法侵入及び盗難等の防止、並びに火災等の異常事態を早期に発見することにより人命・財産の保護に任じ、施設の円滑な運営に寄与し、その安全を保障することを目的とする。

3 履行期間

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

※ この契約は、熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号及び熊本市契約事務取扱規則第 16 条の 2 第 2 項第 2 号に基づく長期継続契約である。

4 警備任務

- （1）警備対象物件の火災、盗難、破壊の予防及び不法侵入等の予防ならびにその排除
- （2）事故確認時における関係機関への通報、連絡
- （3）事故報告書の提出、機器の保守点検
- （4）その他警備に付随する事項について、委託者と受託者協議のうえ取り決めた事項

5 警備の方法

- （1）警報機器による機械警備とする。ただし、委託開始時及び警備機器等の不良時等の止むを得ない理由により、機械警備が不可能な場合は、人的警備により目的を達成すること。
- （2）警報装置は、自動火災報知設備と連動させること。
- （3）機械警備における警備方法
 - ア 受託者は、警備機器より感知される異常の有無を受託者の警備本部において自動的に表示する機械を設置し、警備機器による機械警備を行う。
 - イ 受託者は、8 に定める警備実施時間において、本部に管制担当員を配置し、本部装置により警備対象物件の異常を常に監視するとともに、警備担当員と連絡を保ち、当該物件の安全を図るものとする。
 - ウ 受託者は、警備対象物件に異常を感知したときは、警備担当員を急行させ異常事態の確認を行うとともに、事故発生が疑われる場合は、直ちに委託者及び関係機関に連絡し、必要な処置を講じなければいけない。
 - エ 警備実施時間中における委託者の臨時入館については、委託者の臨時入館者は、操作装置を確実に警備解除の状態にリセットし、以降、委託者の責任において処理するものとする。
 - オ 委託者の臨時入館者の警備は、委託者の責任において、実施する。

- (4) 委託者は、受託者に警備上必要な警備対象施設の鍵を貸与するものとし、受託者はその責任のもとにこれを保管する。また、警備実施時間外は受託者の責任のもとにこれを厳重に保管する。
- (5) 受託者は、警備を実施するにあたっては、契約書及びこの仕様書に基づき警備計画書を作成し、委託者の承認を得なければならない。なお、警備はこの警備計画書に基づいて実施するものとする。
- (6) 警備に使用する回線は、専用回線若しくはそれと同等のサービスを提供できる回線（信号監視システムを利用した電話回線などで断線が瞬時に検出できるもの）とする。但し、電話回線を使用する場合、受託者名義で電話回線を新設するものとし、設置及びその後にかかる経費については、警備委託費に含むものとする。

6 警備基準時間

開場日：午後５時１５分から翌日午前８時３０分まで

休場日：午前８時３０分から翌日午前８時３０分まで

ただし、上記時間については、特別の事情がある場合は、委託者と受託者にて事前に調整するものとする。

ただし、火災警報については２４時間警備とする。

7 警備実施時間

前項の警備基準時間内において、委託者から警備装置による警備開始の信号を受けた時に警備を開始し、警備解除の信号を受けた時に警備を終了する。

8 警備仕様

- (1) 警報装置は、警備対象施設及びこれに付属する建物並びに所属する各物件の保全に十分な装置を設置するものとする。
- (2) 前号により設置する機器は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - ア 警備対象施設で発生した異常事態を受託者の警備本部へ自動通報できること。
 - イ 警備対象施設における火災の発生又は、火災の発生するおそれのあるものを、的確かつ早期に発見する機能を有すること。
 - ウ 警備対象施設における窓、扉等の開閉及び破壊等を感知し、外部からの進入を的確かつ早期に発見する機能を有すること。
 - エ 警備対象施設に侵入した者を的確かつ早期に感知し、盗難及び不法行為を予防する機能を有すること。
 - オ 警備セット操作装置については、最終出入り口の内部又は外部のいずれかに設置し、警備の開始解除にはＩＣカード等の形式を使用し、発行枚数は１０枚程度とする。
- (3) 受託者の警備本部において警報受信装置を常時監視するとともに、警備担当員との連絡を保持しなければならない。
- (4) 警備担当員は警備本部と連絡を保持し、警備対象施設の異常事態に備えなければならない。また、警備担当員は受託者の正社員であり、警備専用無線を常時携帯すること。

- (5) 受託者は、警報機器の正常な機能を維持するため、これに必要な保守点検を行うものとする。
- (6) 警備対象物件の増改築等により、既設の警報機器の移設及び変更等の必要が生じた場合は、委託者は事前に受託者に通知するものとし、当該工事費は委託者と受託者協議のうえ定めるものとする。

9 警報機器の設置等

- (1) 新規落札した物件への警報装置設置については、契約日より10日以内に設置すること。
- (2) 警報機器及びこれに付帯する一切の設備については、受託者がこれを設置し、その経費は受託者が負担し、受託者の所有に属する。
- (3) 警報機器は、警備対象物件（別図）の玄関等の外部から出入り可能な場所に空間センサー等を設置し、施設全体の機械警備が可能となるよう設置すること。また、警報装置は自動火災報知設備と連動させること。
- (4) 契約期間終了又は契約解除に際しては、既設の警報機器等を受託者が撤去して原状に復するものとし、これに要する費用については受託者が負担する。

10 守秘義務

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

11 報告義務等

- (1) 受託者は委託者に対し、警備実施結果を警備報告書に記入し、1ヵ月毎に翌月10日までに提出するものとする。
- (2) 事故等が発生したときは、前項にかかわらず、受託者は直ちに報告するとともに、後刻その詳細について事故報告書を提出するものとする。
- (3) 委託者は受託者に対し、警備に関して必要な項目を求めることができる。

12 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者へ委託してはならない。

13 損害賠償

- (1) 受託者は、業務の履行について委託者及び第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責めに帰する事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。
- (2) 前項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。
- (3) 委託者は、前項の損害賠償を請求するときは、事実を知った日から7日以内に書面をもって行うものとする。ただし、賠償の査定等が長引くときは、この限りでなく委託者と受託者が協議するものとする。

1 4 その他

この仕様書に定めのない業務実施上必要な事項については、委託者と受託者協議のうえ別に定めるものとする。